

儀と御叱被成候、

〔古老物語〕一或時御小姓衆御廣間に而、角力取度とて、御坊主を以、上様江○徳川家康窺之候得者、角力も武士嗜の一ツニ而不苦取候へ、但シ疊を裏返し敷候様に、御意被遊候由、假初之事にも、そこ御氣の付たる上様やと、諸人舌を振候由、

〔東照宮御實紀附録 二十〕江戸御遷の初、御玄關の階は、船板にてあまり見苦しければ、本多佐渡守正信改作らんと申せしに、いらぬりつばだてをするとて、聽せ給はず、その後、府城造營ありしにも、目につくばかりの金具はなかりし、台徳院殿、和田倉邊の櫓のはふに、金の金具用ひ給ひしよし、駿河に聞えければ、俄に一夜のうちに、毀撤せしめ玉ひしとか、駿城御修理ありし時も、本丸のまはりは、板塀かけられしが、二丸にある老臣等の邸宅などは、竹垣を結渡して置せ給へば、あまりに失體なりとおもひ、己が自力もて、板塀にかけかへんと伺ひしに、いらぬ事なり、そのまゝになし置との上意にて、後々までに、竹がきに、て有しとなん、

〔雨窓閑話〕織田信長公吝齋井印陣打の事

其の人曰く、略○中昔神君御代に、駿河にて二三年の間、御儉約の事有りて、本多佐渡守正信命を蒙りて奉行しける、其年の門松、例より大にして、又正月三日御謠初の節、門ごとに燈す蠟燭、例年より格別又大なり、神君正信を召して、かねて儉約の義、申付けたる處、門松の大なると、蠟燭の大なるとはいかにかと御尋ね有りしに、佐渡守畏りて申す様かゝる御規式の事を、りつばに仕らんとて、かねての儉約仕候也と申し上げられしかば、御機嫌不斜とぞ、此佐渡守兩三年の御儉約中に、金銀米穀軍用等の手宛、澤山に拵らへ置きしに、元和五年、天下困窮に及びし節、其貯にて御救ひ下されし由、佐渡守が功爰において顯れたり、天下の儉約は、天下の爲也、國家の儉約は、國家の爲なれば、別に餘計の湧き出づるにもあらざれば、たゞおのれが身を詰め、まさかの時に用に立